【要望項目アンケートQ＆A】

Q1.連名(共同)で要望したい場合、連名する全ての学会が要望アンケートに術式を記載しなければならないのか。

A1.記載しなければならない。連名要望であっても要望件数（新設5、改正8、材料3）に含まれる。基本的には要望順位の高い学会に正式な要望書を作成頂く事になるが、要望書作成を希望しない場合は備考欄に“連名希望”と記載頂ければ事務局で調整を行う。

Q2.医療材料の新設・改正要望項目がある場合はどのようにアンケートに記載すればよいか。

A2.【材料\_新規・改正】シートに要望項目を記載することとする。

また新規特定保健医療材料等により新設される技術の点数について要望する場合は、【技術\_改正】シートに記載することとする。

Q3.過去（平成30年度以前）に要望したことがある項目を、再度、要望する場合はどのようにアンケートに記載すればよいか。

A3.既に医科点数表に収載されている場合は【技術\_改正】シートに記載する。未だ収載されていない場合は【技術\_新設】シートに記載する。（いずれの場合も外保連試案に技術が収載されていることを前提要件とする。）

Q4.アンケート（E列）の区分「○○（その他）」と「その他」の違いは何か。

A4.「○○（その他）」は手術から麻酔までの通則や加算であり、「その他」とは「総論的なもの(通則等)」「指導料」「管理料」「加算」等である。

【アンケート入力作業における留意事項】

※実務委員ではない先生に要望アンケート入力作業をご依頼する場合は、入力手順や注意事項をご説明・引き継ぎ頂けますようお願い致します。

※要望項目アンケート提出には各種委員会間の連携が必須でございます。学会内で要望項目の有無や試案申請について綿密に共有いただき、可能な限り入力内容に不備がないようご協力願います。

※平成32年度の診療報酬改定に要望しない新規・改訂試案術式につきましては、要望項目アンケート期日【11月30日（金）】までに申請いただく必要はございません。次回各種委員会までに申請頂けますようお願い致します。

新規・改訂試案申請期日：11月30日（金）

期日

要望項目アンケート提出期日：11月30日（金）

正式要望書作成依頼2019年3月上旬頃

**※詳細手順につきましては【平成32年度用作業手順】、【要望項目アンケートフローチャート】をご確認ください。**